

# 第1章はじめに

## 1. 計画策定の背景と目的

本市においては、人口はこれまでのところ微増傾向で推移してきましたが、今後は減少に転ずることが予想されています。また、高齢化率の上昇、社会保障費や公共施設の維持管理・更新費用の増加に伴う財政負担の増加などを考慮すると、本市総合計画の理念としている「全国屈指の福祉文化先駆都市」の実現に向けて、誰もが自由に移動できる公共交通の整備と持続可能性の確保は非常に重要な問題となっています。

人が自立した生活を送る上で「移動」は欠かすことのできないものであり、地域公共交通は市民の移動手段の確保やコンパクトシティの実現等の観点から極めて重要な生活基盤となっています。しかしながら、近年のモータリゼーションの進展や人口減少、少子高齢化など、公共交通をとりまく環境は厳しさを増しており、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が公共交通の利用者減少を引き起こし、それが更なるサービス水準の低下を招く、いわゆる「公共交通の負のスパイラル」が発生しています。

そこで、本市ではこのような認識のもと、運転免許証を持っていない高齢者や公共交通網の手が届かない公共交通空白地帯に暮らす方々など、市民の貴重な移動手段を確保することを目的として、平成23年に総社市新生活交通「雪舟くん」の運行を開始し、利便性の向上に努めております。

しかしながら、アンケート調査など各種調査をみると、雪舟くんをはじめとした本市の公共交通には、運行状況や利用方法、乗継・待合環境等において、まだ多くの課題が残されています。これらの課題に対応するため、将来のまちづくりと連携し、公共交通の更なる利便性向上を図ることで、財政上の負担は生じるものの、外出機会の増加や移動利便性の向上により、健康増進や暮らしやすさの向上、地域活性化、さらには低炭素社会の実現など、市民にとってプラスの相乗効果に導いていく必要があります。

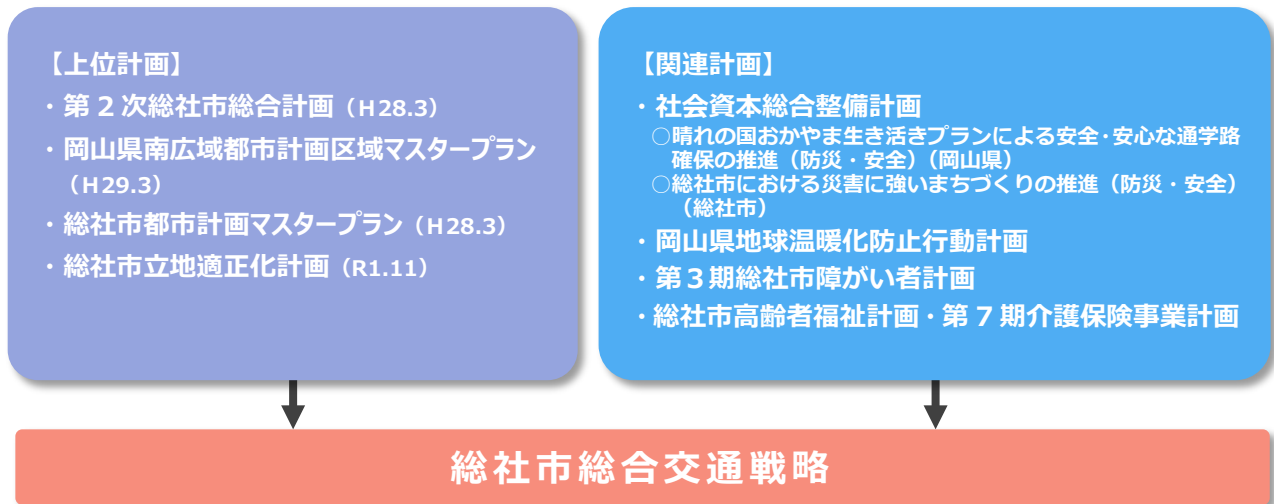
また国では、地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って、関係者との合意の上で、まちづくり等の地域戦略と一体となった持続可能な地域公共交通サービスを提供することが重要であるとの認識がなされ、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正が平成26年11月20日に施行されました。

そこでこの度、本市におけるこれからの地域公共交通のあり方や目標、取組みを定めた「総社市総合交通戦略」を策定いたしました。今後は本計画のもと、まちづくりの各分野と連携しつつ、市民・来訪者の双方にとって使いやすく、将来にわたって持続可能な公共交通サービスの形成を進めてまいります。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「第2次総社市総合計画」の方針を反映させるとともに、「総社市都市計画マスタープラン」や「総社市立地適正化計画」などの上位計画や関連計画との連携・調和を図りながら策定するものです。

なお、本計画は、都市・地域総合交通戦略要綱に基づいた「都市・地域総合交通戦略」と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいた「地域公共交通網形成計画」の両方の機能を併せ持つ計画です。



## 3. 計画の区域

本計画は、総社市全域を対象とします。

## 4. 計画の対象期間

計画の対象期間は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間とします。

なお、計画に位置づける事業内容については前期5年間で集中的に取り組む、前期終了後（中間時）に目標達成状況を確認した上で、内容の見直しを行うものとします。

